

前二ヶ条に於ける上訴期間中は加盟總會として之核
利義務は一切存續すべしとす

第三十條 存続の決議は総て定款三分の二以上の出席を要し
出席の三分の二以上の同意に依るべしとす

第三十一條 加盟各社は脱退し又は存続を拒否したる場合は存続
基金を其他に討する一切の權利は失ふべしとす

第六章 會計

第三十二條 本會の財産は加盟各社に於て之れを負擔す

但し負擔額は大會の議定に依るべし

第三十三條 本會の収入及び支出は總て算入し決算は大

會に附議し承認を待たざるべしとす

第三十四條 本會の會計年度は 月 日より翌年 月

月 日止とす

但し大會の期より変更したる時は大會若くは月を
以て當年の及ぶべしとす

第三十五條 本會の財産管理及び會計監査は専ら中央

委員の任に付し之を專任とす

第七章 附則

第三十六條 本會は 月 日より實施す

以上